

緊急・感染症・防災・災害
対応マニュアル

1 緊急時対応 事故、トラブル発生時の対応

サービス提供中に事故・トラブル発生

①利用者の状態を確認

保護者への連絡 緊急を有する場合、救急搬送の手配（119番）

②事故報告書の作成

現場の検証を行い、事故当時の状況の把握。職員間での用法共有を行う。

③原因究明と再発防止への取り組み

事故報告書をもとに、ミーティングを行う。

2 感染症対応

出勤時の職員の検温チェックを行う。

感染症予防や健康維持の為に常に清潔を心がけ、手洗い、うがい、検温、手指消毒の励行 室内の換気等を実施していく。

①疾病の可能性のある利用者が参加の場合 体調を確認し体温を測定して保護者に連絡をする。

②事後対応 その後の利用者の病状、経過・感染症 及び伝染病ではないかの聞き取りを行う。

主な感染症

◎インフルエンザ 主な症状 ・感染後1～4日間の潜伏期間を経て突然の高熱が3～4日間続く。倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛を伴い咽頭痛、咳、鼻水があり およそ1週間の経過で軽快する。また肺炎、中耳炎、熱性けいれん、脳症を併発する可能性がある ・また実際は感染している全く症状のない不顕性感染症例や単なる風邪としか 認識していない軽症例も存在するので注意が必要。

◎感染性胃腸炎（ノロウイルス） 主な症状 感染者の嘔吐物や糞便を適切に処理せず残存させる事により感染し発熱等の症状が出る。 ・潜伏期間は12～48時間で、嘔吐、下痢、腹痛発熱等の症状が出る。通常3日以内に回復するが、嘔吐、下痢が頻繁にある場合は脱水症状を起こす可能性があるため 排尿があるかどうかの確認が必要。 処理方法 アルコール消毒の効果は期待できず次亜塩素酸ナトリウム消毒が最も効果的。

◎新型コロナウイルス感染症 主な症状 ・発熱やのどの痛み、咳が長引く、強い倦怠感。新型コロナウイルスに感染しない様にする為に。手洗いとマスクの着用の励行。室内では換気を行い大きな声を出さず、密にならないようにする。ドアノブ、トイレ、テーブル等は適時アルコール消毒を行う。

3 防災及び災害時対応

(1) 以下の担当者を決め、管理責任者は当日勤務の職員に周知させる。

- ①責任者→消防署、警察署、病院等への通報担当・・・(不在の場合は児童発達支援管理責任者)
- ②担当者 A・B→避難誘導、人員点呼・・・常勤指導員が担当
- ③担当者 C→救急車の誘導・・・非常勤指導員が担当

(2) ケーススタディ

- ①疾病、怪我への対応 ・A が適任者に(もしくは A 本人が)応急処置の指示をする(行う) ・すみやかに 119 番通報を行う ・C は A の指示のもと救急車の誘導を行うため、室外で待機する
- ②火災への対応 ・A は 119 番通報を行う ・B は出火場所から速やかに利用者を戸外に避難させ人員点呼を行う ・B は他の職員と共に消火器による消火活動を行い消火器の使用後は速やかに屋外へ避難する *出火がいちじるしいときは避難を最優先とする
- ③地震への対応 ・地震発生時は机の下等で揺れが収まるのを待つ ・A (もしくは B が) 戸外への避難指示を全員に伝える ・C は戸外で人員点呼を行い A に報告する。 ・A は現状を把握し緊急避難場所である竜が台小学校への移動を全員に伝える ・B は緊急連絡先名簿を携帯し竜が台小学校への一時避難が完了した時点で各保護者に現状を報告 ・保護者と連絡が取れない場合は最大限の安全を確保して、事業所もしくは避難所で待機
- ④不審者への対応 ・A を中心に A の指示のもと不審者の侵入を阻止 ・阻止する(基本的に退出を 3 回告げても退出しない場合不法侵入として 110 番通報が出来る) ・全員を戸外に避難させる

